

フラッグハントの理念と原則

2019年11月25日から有効

本規定は、一般社団法人日本フラッグハント協会（「協会」）が中央競技団体として統括するスポーツ「フラッグハント」（英：“FLAGHUNT”）の理念と競技に関する原則（Principles）を定めるとともに、競技に関する原則を達成するための指針（Guidelines）を示すものです。

1 フラッグハントの理念

フラッグハントは、性別、年齢その他の属性を問わず万人が競技可能なチームスポーツとして、競技者の人格の発展に寄与するとともに、これに関わるすべての者に、コミュニティの一員としての尊厳、公正さの価値、そして楽しさを提供することを通じて、社会に貢献することを目指しています。

2 フラッグハントの競技に関する原則と指針

フラッグハントの競技は、常に、上記1の理念を念頭に、以下の原則（Principles または P）が示す結果を達成する方法で行われなければなりません。

また、これらの原則を達成するための方法の例としての指針（Guidelines または G）を併せて示します。

P-1 フラッグハントは、互いに平等の条件の下、作戦及びチームワークを競うシューティングスポーツである。

G-1-1 [Good Practice] 競技フィールドが、特定のスキルを有する者が突出して有利にならないよう設計されている。

G-1-2 [Good Practice] 新たな競技フィールドの導入により、短時間でのグループシンキングを促されている。

- G-1-3** [Good Practice] 競技フィールドは対称ではないが、交代でプレーするなど、複数回のゲームを通じて条件が平等になるようにイベントが設計されている。
- P-2** フラッグハントに関わる競技者、審判、競技運営者は、互いに尊敬し合い、礼儀正しく振る舞う。人種、国籍、性別等を始めとするいかなる差別も排除される。
- G-2-1** [Good Practice] 競技イベントにおいて、選手宣誓や挨拶の機会が設けられているなど、相互の尊重を喚起する仕組みが設けられている (P-5 も参照)。
- G-2-2** [Good Practice] 競技フィールドが、物理的身体能力に勝るものが一方的に有利にならないよう設計されている (P-1、P-5 も参照)。
- P-3** フラッグハントの競技者は、本原則、競技規則及び必要に応じて競技運営者が定める競技細則 (以下、競技規定) を遵守し、審判の指示に従って競技を行う。
- G-3-1** [Good Practice] 競技者に、事前に競技規定が説明され、理解を得るためのレクチャーが行われている。
- G-3-2** [Good Practice] 競技者が競技を行わない間も、審判として競技規定の適用を行うことで、理解と遵守意識を高めている (P-4 も参照)。
- P-4** フラッグハントの審判は、競技規定の趣旨を達成するために与えられた権限を偏り無く行使する。
- G-4-1** [Good Practice] 審判が、P-2 の達成のために、チーム間の友好的なコミュニケーションを促している。
- P-5** フラッグハントの競技運営者は、本原則の趣旨を実現するため、競技イベントの内容や競技細則、審判の権限を設定する。

- G-5-1** [Good Practice] 判定等に起因する紛争が生じるリスクを低減するための技術を、競技運営者が積極的に導入している。
- G-5-2** [Good Practice] 競技運営者が、初見のプレイヤー同士が短時間で打ち解けるための自己紹介等の工夫を実施している（P-2 も参照）。

3 フラッグハントの理念と競技に関する原則の性質

フラッグハントは、常にその理念を念頭に置きつつ、競技に関する原則が達成される方法で実施されなければなりません。

これに対し、指針は、あらゆる状況を想定した絶対的なものではなく、拘束的なものでもありません。また、これらを実施すれば常に原則を達成したと評価されるものではない点にも留意が必要です。

フラッグハントの理念と競技に関する原則は、協会と提携してフラッグハントに関する業務を行う者との間の基本契約に基づき、その契約の一部を構成します。

以上